



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年2月17日（火） 第10372号

目次

	ページ
告 示	
○保安林予定森林（森林保全課）	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
教育委員会規則	
○群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（学校人事課）	4
正 誤	
○平成15年3月31日群馬県病院管理規程第16号（病院局経営戦略課）	5

■ 告 示

◎群馬県告示第38号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和8年2月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 桐生市黒保根町上田沢字西釜柿甲2126、乙2126、字吉野入1688、1689、字吉野入向1700の1から1700の3まで、甲1701、乙1701
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

桐生市黒保根町上田沢字西釜柿甲2126、乙2126、字吉野入1688・1689(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字吉野入向甲1701(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第39号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和8年2月17日

群馬県知事 山本 一 太

相俣3地区急傾斜地崩壊危険区域

群馬県利根郡みなかみ町相俣字大洞及び字休石の区域内の土地のうち、次の1点から11点までを順次結んだ線及び1点と11点を結んだ線に囲まれた土地の区域

- 1点 北緯36度43分28秒8034
東経138度53分43秒6176
- 2点 北緯36度43分26秒4247
東経138度53分43秒4179
- 3点 北緯36度43分23秒9354
東経138度53分43秒1359
- 4点 北緯36度43分23秒0467

東経138度53分42秒6910
5点 北緯36度43分22秒9728
東経138度53分42秒3931
6点 北緯36度43分23秒3719
東経138度53分41秒6076
7点 北緯36度43分25秒2516
東経138度53分40秒6836
8点 北緯36度43分26秒2730
東経138度53分39秒6563
9点 北緯36度43分27秒3086
東経138度53分39秒1276
10点 北緯36度43分27秒9634
東経138度53分38秒9193
11点 北緯36度43分28秒7719
東経138度53分42秒6791

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県沼田土木事務所において縦覧に供する。

■ 教育委員会規則

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月十七日

群馬県教育委員会教育長 平田 郁美

群馬県教育委員会規則第一号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二イの表四級の項中「一二、七〇〇円」を「一二、九〇〇円」に改め、別表第二ロの表四級の項中「二三、一〇〇円」を「二三、三〇〇円」に改め、別表第二ハの表四級の項中「一二、二〇〇円」を「一二、三〇〇円」に改め、別表第二ニの表四級の項中「一二、五〇〇円」を「一二、六〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の規定は、令和八年一月一日から適用する。

■ 正 誤

○病院管理規程正誤

平成15年3月31日群馬県病院管理規程第16号(群馬県行政手続条例施行規程)

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外第7号	191	上欄	24	群馬県病院管理規程第十六号	群馬県病院管理規程第十六号

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111